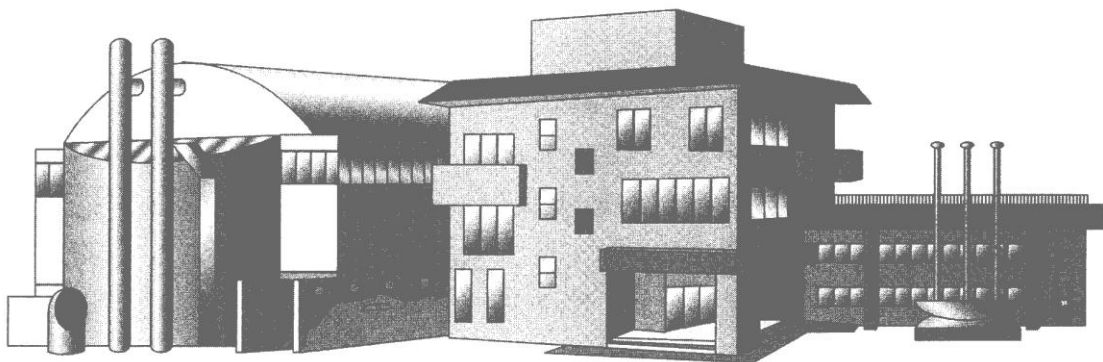


令和7年度(第2回)

久留米市野中生涯学習センター運営委員会



日 時 令和8年3月27日(金曜日)14時00分～

場 所 久留米市野中生涯学習センター 軽運動室

会 次 第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

(1) 令和7年度事業報告について

(2) 令和8年度事業計画の概要について

4 報告

・ 令和7年度利用者数について

5 その他

令和7年度 第2回野中生涯学習センター運営委員会

資 料 目 次

令和7年度野中生涯学習センター事業実施状況報告……………1

令和8年度野中生涯学習センター事業計画案の概要……………8

令和7年度運営状況報告……………9

(参考)久留米市生涯学習センター運営委員会規則……………10

野中生涯学習センター運営委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属
(1)センターの利用者	かわしま てつお 川島 哲夫	野中生涯学習センター登録団体 ジュピター(卓球)
	いのうえ のりこ 井上 範子	野中生涯学習センター登録団体 女声合唱団コール・タンポポ
	しもだ あさこ 下田 麻子	野中生涯学習センター登録団体 久留米かるた会
(2)社会教育の関係者	ぎょうとく じゅんこ 行徳 淳子	久留米市子ども会連合会
	いなます ひさゆき 稲益 久之	(公財)久留米市スポーツ協会
(3)学校教育の関係者	たなか まさのぶ 田中 雅信	久留米市中学校長会
(4)学識経験者	さかい たいちろう 堺 太一郎	久留米市議会議員
	ふじむら 藤村 やよい	元久留米信愛短期大学教授
(5)その他教育委員会 が必要と認める者	はら えいじ 原 英治	久留米市子ども未来部青少年育成課

(任期:令和7年7月1日から令和9年6月 30 日まで)

議事 1

令和 8 年 3 月 1 日現在

久留米市野中生涯学習センター 令和 7 年度 事業実施状況報告

令和 7 年度事業計画に基づき、「1 学習機会を提供する事業」、「2 学習成果発表、団体間交流を図る事業」、「3 利用団体・サークルとの共催事業」、「4 指定管理者自主事業」について、次のとおり各事業を実施いたしました。

1 学習機会を提供する事業

(1) 高齢者事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料	申込者数	受講者数
ストレッチ教室	各 15 名 (先着順)	12/7(日)	2 回	①10:00～11:30 ②13:30～15:00	無料	①17 名 ②16 名 計 33 名	①17 名 ②13 名 計 30 名
フットケア教室	20 名 (先着順)	2/15(日)	1 回	13:30～15:30	無料	20 名	17 名

○ストレッチ教室／講師：正木愛奈花氏（健康運動指導士）



○フットケア教室／講師：大北美紀氏（久留米大学医療センター 皮膚・排泄ケア認定看護師）



(2) 成人事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料	申込者数	受講者数
防災講座～久留米の水縄活断層	50名	6/22(日)	1回	13:30～15:00	無料	74名	64名
気象講座～最近のお天気、どうなってるの	70名	3/1(日)	1回	13:30～15:00	無料	100名	56名

○防災講座～久留米の水縄活断層／講師：白木守氏（市文化財保護課）、中島嘉一氏（防災対策課）



○気象講座～最近のお天気、どうなってるの／講師：吉竹顕彰氏（気象予報士・お天気キャスター）



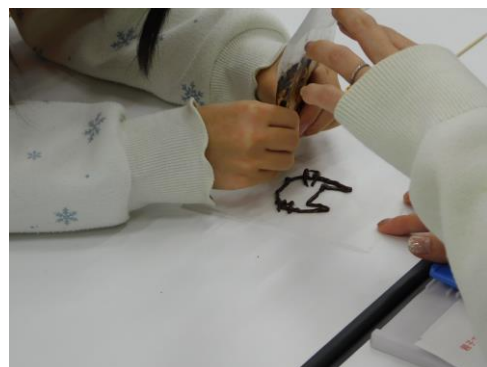
(3) 家庭教育事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料	申込者数	受講者数
親子で 陶芸教室	各 12 組 24 名 (抽選)	7/27(日)	2 回	①10:00～12:00 ②13:30～15:30	材料費 1,200 円	①82 組 164 名 ②43 組 86 名 計 125 組 250 名	①12 組 28 人 ②12 組 29 人 計 24 組 57 名 *託児 2 名
簡単 スイーツ教室	各 15 組 30 名 (先着順)	2/1(日)	2 回	①10:00～12:00 ②13:30～15:30	材料費 1,000 円	①15 組 30 名 ②15 組 30 名 計 30 組 60 名	①13 組 28 名 ②14 組 31 名 計 27 組 59 名 *託児 1 名

○親子で陶芸教室／講師：高木知洋氏（久留米和泉重山窯）



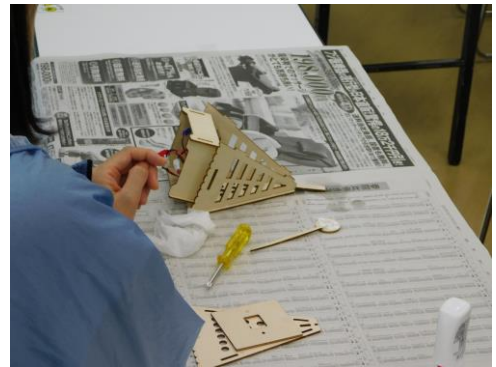
○簡単スイーツ教室／講師：千代田由紀氏（LLアドバイザー）



(4) 青少年体験事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料	申込者数	受講者数
地球にやさしいソーラーハウスを作ろう	15組 30名 (先着順)	8/9(土)	1回	14:30～16:00	材料費 1,500円	19組 38名	15組 30名 *託児 2名
古代のアクセサリー親子で勾玉を作ろう	各 15組 30名 (先着順)	8/24(日)	2回	①10:00～11:30 ②13:30～15:00	材料費 500円	①18組 36名 ②16組 32名 計 34組 68名	①14組 29名 ②12組 24名 計 26組 53名 *託児 1名

○地球にやさしいソーラーハウスを作ろう／講師：財木昭収氏（パナソニック株式会社）



○古代のアクセサリー 親子で勾玉を作ろう／講師：小川原励氏・河野美帆氏（市文化財保護課）



2 学習成果発表、団体間交流を図る事業

事業名	期間・開催日	場所	参加団体	来場者数
みんなでアート展	前期：9/30(火)～10/5(日) 後期：10/7(火)～10/12(日)	石橋文化会館 市民ギャラリー	前期 4 団体 後期 3 団体 合計 7 団体	前期 331 名 後期 198 名 計 529 名
野中生涯学習センター フェスタ 2025	11/24(月・祝)	石橋文化ホール	12 サークル	出演者 160 名 観覧者 305 名 計 465 名

○みんなでアート展



○野中生涯学習センターフェスタ 2025





3 利用団体・サークルとの共催事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料	申込者数	受講者数
大人向け初めての HIP HOP ダンス 教室	各 15 名 (先着順)	9/21(日)	2	①10:00～11:30 ②13:30～15:00	無料	①15 名 ②15 名 計 30 名	①10 名 ②13 名 計 23 名 *託児 1 名

○初めての HIP HOP ダンス教室／講師：渋谷真紀氏（Beat スタイル）



4 指定管理者自主事業

事業名	定員	開催日	回数	時間	受講料	申込者数	受講者数
親子バラ教室	15 組 30 名 (先着順)	11/3(月・祝)	1	10:00～12:00	材料費 500 円	11 組 24 名	10 組 22 名

○親子バラ教室／講師：執行則子氏（株式会社執行茂寿園）



議事 2

令和 8 年度 久留米市野中生涯学習センター 事業計画案の概要

1 学習機会の提供事業～社会の変化や市民の多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供

対象区分	事業名	開催日	回数
高齢者事業	ストレッチング教室（転倒予防）	12 月 6 日（日）	午前・午後
	フットケア教室（脚で健康を守ろう）	2 月 14 日（日）	－ ・午後
成人事業	時事講座～創作落語で発見！くらしの安心安全	6 月 28 日（日）	－ ・午後
	時事講座～A I と仲良くなる！（AI 有効活用）	11 月 15 日（日）	－ ・午後
家庭教育事業	親子で陶芸教室（ものづくり体験）	7 月 26 日（日）	午前・午後
	自宅でできる親子筋トレ教室	9 月 27 日（日）	午前・午後
青少年体験事業	L E D 工作教室（地球の環境を守る）	8 月 23 日（日）	午前・午後
	ロボット工作・体験教室（未来の科学）	8 月 22 日（土）	－ ・午後

2 利用サークルとの共催事業～利用サークルの学習成果の発表と社会への学習還元を進める

事業名	開催日	回数
利用サークル共催事業（公募）	未定	2 事業程度

3 学習成果の発表及び団体間の交流を図る事業～利用サークルの学習活動を推進

事業名	会場	開催日
○フェスタ 2 0 2 6	石橋文化ホール	11 月 3 日（火・祝）
○みんなでアート展	石橋文化会館 市民ギャラリー みゅ～ず	前期：9 月 29 日（火）～10 月 4 日（日） 後期：10 月 6 日（火）～10 月 11 日（日）

4 様々な生涯学習関連情報・資料の収集・調査

- ①登録団体、利用団体の整理
- ②利用者アンケートの実施

5 閲覧環境の整備・情報発信

- ①情報掲示コーナーの整理

6 石橋文化センター事業との連携事業

事業名	開催日	回数
石橋文化センター開園 70 周年記念講座 もっと知りたい石橋文化センター（仮称）	11 月 14 日（土）	午前・－

令8年2月28日 現在

令和7年度運営状況報告

(1)利用者数の報告

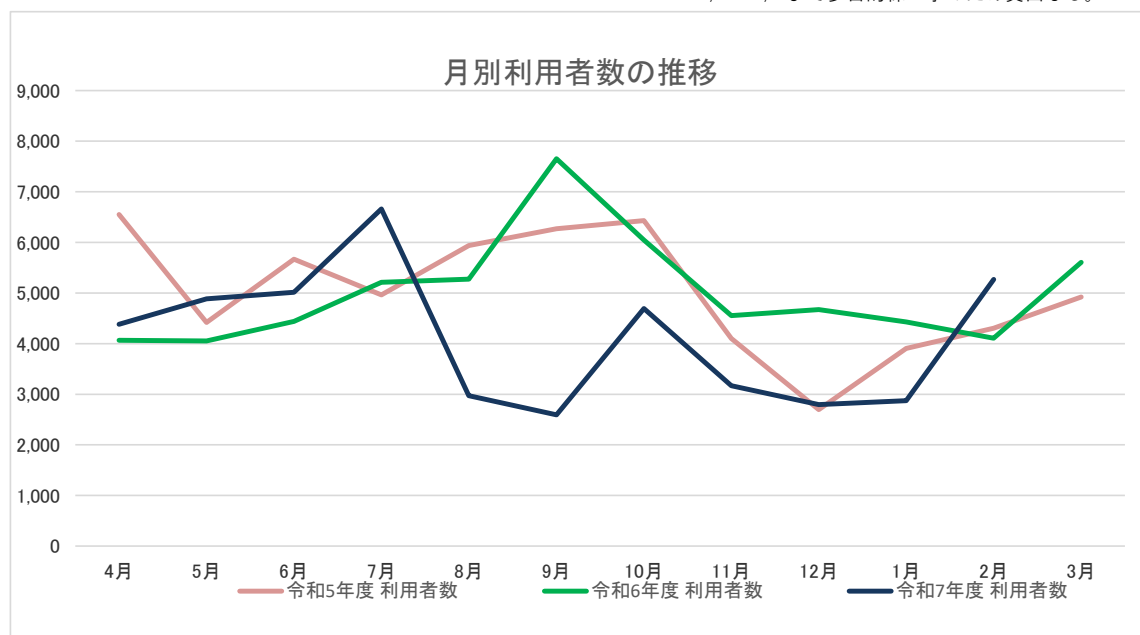
赤=1000未満 黄=1001-2999 青=5000以上

単位：名

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		
	利用者数	(うち登録団体)	利用者数	(うち登録団体)	利用者数	(うち登録団体)	稼働率 (※主要8室)
4月	6,551	(3,727)	4,067	(3,381)	4,384	(3,646)	52.07%
5月	4,420	(3,443)	4,053	(3,390)	4,884	(3,932)	54.65%
6月	5,669	(3,603)	4,439	(3,194)	5,017	(3,948)	57.88%
7月	4,964	(3,345)	5,210	(3,587)	6,661	(4,310)	57.46%
8月	5,940	(2,876)	5,272	(3,347)	2,972	(2,105)	50.71%
9月	6,272	(4,087)	7,653	(3,354)	2,593	(2,091)	51.29%
10月	6,433	(3,947)	6,046	(3,869)	4,691	(3,618)	63.22%
11月	4,100	(2,511)	4,555	(3,520)	3,171	(2,138)	56.70%
12月	2,696	(2,124)	4,675	(3,751)	2,794	(2,279)	49.01%
1月	3,903	(3,307)	4,428	(3,659)	2,875	(2,316)	50.79%
2月	4,306	(3,289)	4,106	(3,413)	5,270	(3,292)	49.01%
3月	4,923	(3,852)	5,604	(4,308)			
計	60,177	(40,111)	60,108	(42,773)	45,312	33,675	
月平均	5,015	(3,343)	5,009	(3,564)	4,119	(3,061)	
比率	134.2	(150.6)	99.9	(106.6)	82.2	(85.9)	

※調理講習室・宿泊室除く

8/1～2/6まで多目的棟工事のため貸出しなし。



令和7年度 年間部屋別稼働率(令和7年4月～令和8年2月まで)

軽運動室	講習室	会議室	音楽室	和室	体育館①	体育館②	多目的室	料理講習室	宿泊室
53.81%	63.30%	46.22%	46.19%	46.48%	91.41%	71.98%	26.63%	11.03%	16.43%

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号）第26条第2項及び久留米市生涯学習センター条例（平成26年久留米市条例第47号）第24条第2項の規定に基づき、久留米市生涯学習センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平27教規則2・平31教規則3・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

（平27教規則2・一部改正）

(定数)

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市野中生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三潆生涯学習センター運営委員会	15人以内

（平27教規則2・全改、平31教規則3・一部改正）

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者

- (3) 学校教育の関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者
- (委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- (補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(平17教規則48・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、平成13年5月12日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第6項) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月10日教育委員会規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(久留米市城島総合文化センター運営委員会規則の廃止)

- 2 久留米市城島総合文化センター運営委員会規則(平成17年久留米市教育委員会規則第33号)は、廃止する。

附 則 (平成31年1月28日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(勤労青少年ホーム運営委員会規則の廃止)

- 2 勤労青少年ホーム運営委員会規則(昭和63年久留米市教育委員会規則第7号)は、廃止する。